

平成 30 年度 広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口の PR 等業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京観光財団（以下「財団」という。）は、平成 28 年度から、2020 年とその先を見据え、国内外からの旅行者の増加と多様化するニーズに対して円滑に観光情報を提供できるよう、東京都が指定する「広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口」（以下「観光窓口」という。）の運営支援を実施している。本事業委託では、観光窓口の認知度向上及び来場者数の増加を図るとともに、外国人が多く訪れる 10 地域を中心とした都内全域において観光窓口数の増加に向けた取組を行うことを目的とする。

については、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するため、標記業務における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

別添「仕様書」のとおり

3 事業提案上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 履行期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

5 選考について

選考については、以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

平成 30 年 4 月 25 日（水）

希望申出方法については、東京観光財団ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

平成 30 年 5 月 2 日（水）正午

(3) 企画審査会への指名通知

平成 30 年 5 月 7 日（月）中に行う。

(4) 質問の受付期間

平成 30 年 5 月 7 日（月）から 5 月 9 日（水）正午

実施要項別紙 1 「質問票」に質問事項を記入し、電子メールより送付すること。

「質問票」送付先電子メールアドレス：katayama@tcvb.or.jp , s.suzuki@tcvb.or.jp

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

- (5) 質問への一斉回答
平成30年5月11日（金）までに行う。
指名通知対象事業者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。
※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、連絡は行わない。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
平成30年5月17日（木）正午
- (7) 企画審査会の開催
平成30年5月22日（火）
- (8) 審査結果の通知
平成30年5月23日（水）までに行う。

6 企画提案に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を意識のうえ、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

原則下記に指定する項目の順番にて、A4用紙横（文字サイズ10.5ポイント以上）とし、頁番号を付して作成すること。

(ア) 実施体制及び全体スケジュールについて

業務全体が効率的かつ円滑に執行できる実施体制等、以下項目とおりとすること。

a 実施体制図

（下記（イ）業務にかかる、多言語広告の監修体制も含むものとする）

b 全体的な業務スケジュール

c 関連実績等（訪都外国人向け広報物の制作経験がある場合は、必ず含むこと）

(イ) 観光窓口に関する国内外の旅行者に対する広報業務に関すること。

仕様書 第5（1）に基づき、以下の項目を含む内容とすること。

a 広告媒体または手法について

① 媒体概要 ② 対応言語 ③ 影響力（販売数/流通数/ページビュー数/リーチ数等）

b 広告対象（国、年齢層、購読者層、閲覧者層等）

c 広告概要（掲出期間、掲載場所、掲出面積、ページネーション等）

d デザイン案・原稿案（制作テーマ等含む）

e 提案媒体ごとの想定制作スケジュール（媒体確保、原稿入稿期限、校正期間等含む）が分かる一覧（1ページにまとめること）

(ウ) 観光窓口専用の広報HPのアクセス数向上

a サイトアクセス数の向上施策案（内容、見込まれる効果・想定アクセス数等）

b 上記施策実施にかかる活動スケジュール案（必要に応じて見直し、追加措置等の対応想定も含む）

(エ) 東京観光案内窓口の募集にむけた広報活動

a 本広報活動の対象（業界、事業者、施設等）、新規窓口募集に向けた広報活動の手法及び、活動目標数（面会によるもの、その他広告活動によるもの、の内訳を記載

のこと)

- b 上記 a をふまえた、年間を通じた広報活動のスケジュール案
- c 潜在的な観光窓口事業者面会時における説明用資料に記載すべき項目（目次）案（1 ページ程度）
- d 上記 c の活動以外で、観光窓口募集に効果的と思われる広告媒体・手法等について（媒体/手法の概要、想定リーチ数含む見込まれる効果、提案理由等）

(オ) 効果測定

上記（イ）（ウ）の実施にかかる、効果測定の詳細（実施方法・内容等）

イ 見積書

仕様書の項目別の内訳及び見積総額を明示すること。

見積総額には消費税等の諸税を含んだ金額とする。

(2) 提出部数と提出方法

ア 提出部数

提出物	自社名及び ロゴ	会社印	提出部数
企画提案書	なし	なし	9部
合わせて1冊の形状とし、左上をクリップで留めたもの（製本・ステープル留め等不可）	あり	なし	1部
見積書	なし	なし	9部
	あり	あり	1部

※上記に指定のあるものを除き、自社名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。

※業務にあたっての再委託先、協力先等を全て明記すること

イ 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。

- 提出先：(公財) 東京観光財団 総務部観光情報課 片山・鈴木 宛
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346-6 日新ビル 2 階
※封筒に以下のとおり朱書きすること
平成 30 年度 「広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口の PR 等事業委託事業者選定審査会用資料」
- 提出期限：平成 30 年 5 月 17 日（木）正午（必着）【時間厳守】

(3) 注意事項

提出期限までに提出がない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。

7 企画審査会

実施日 平成 30 年 5 月 22 日（火）

実施場所 公益財団法人東京観光財団 5 階会議室（予定）

実施方法 応募者（各社 4 名以内）によるプレゼンテーションとする。

各社の開始時間については、指名通知後に別途通知する。

8 選考方法

企画審査会においては、当財団が別途定める平成30年度「広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口のPR等事業委託事業者選定審査会用資料」に基づいて選考する。

評価基準については下記のとおり。

(1) 実施体制及びスケジュールについて

- ・効率的に円滑な業務運営が行える体制及び業務進行スケジュールが提案されているか
- ・業務を運営する上で必要となる経験や実績、ネットワークを有しているか

(2) 観光窓口に関する国内外の旅行者に対する広報業務

- ・異なる広報対象者に対し、それぞれに高い広告効果が期待できる適切な媒体が提案されているか。また、それが具体的な数値（リーチ数等）をもって示されているか。
- ・媒体特性や閲覧者層の嗜好等を的確に反映し、国内外からの訪都旅行者に対し、観光窓口の認知度向上や窓口利用を喚起するような記事内容やデザインとなっているか。
- ・多言語での広告に関し、仕様書で規定する指定言語（英語、簡体字、繁体字、韓国語）を母国語とするもの、もしくは同等レベルとするものからの監修体制が確保されているか。

(3) 観光窓口専用の広報用ホームページのアクセス数向上

- ・提案された施策は、当該サイトのターゲットユーザーの属性を正しく分析・把握した適切なものであるか。
- ・広告を掲出する場合、提案媒体はターゲットユーザーに対し十分な影響力・広告効果が期待できる適切な媒体が提案されているか。また、それが具体的な数値（リーチ数等）をもって示されているか。
- ・アクセス数向上施策開始後、月間のアクセス数の推移を把握の上、適宜広告効果を見直し、最適化していくための具体的な提案がされているか。

(4) 東京観光案内窓口の募集に向けた広報活動

- ・本活動のターゲット層及び活動目標件数が適切に設定されているか。
- ・目標設定に基づく広報活動の手法や年間活動計画は、戦略的かつ効果的に、実現可能な形で提案されているか。
- ・潜在的な観光窓口事業者に対する面会時に使用する資料項目案は、東京観光案内窓口の概要や特長等を含み、潜在的な窓口事業者への説明に必要な要素が提案されているか。
- ・その他広報活動として提案される媒体は、複数の媒体が提案されているか。またその広告効果について説得力のある提案となっているか。

(5) 効果測定

- ・上記(2)及び(3)の広報業務に関し、その効果を適切に測定でき、今後のよりよいプロモーションにつながる分析等が行える提案内容であるか

(6) その他

- ・提案価格は妥当か。また、経費内訳それぞれに事業実施の妥当性はあるか。

9 選考結果の通知

全ての応募者に対し、選定結果を文書で通知する。なお、審査内容に関わる質問について

は、一切受付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り、質問票（実施要項別紙 1）に記入のうえ、指定 E-Mail に送付のこと。事務局で質問内容を取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し、一斉に回答する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類は返却しない。
- (3) 企画審査会の当日、開始時間に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、企画審査会の前日までに文書で通知すること。

12 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部観光情報課（担当：片山・鈴木）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346-6 日新ビル 2 階

TEL 03-5579-2681（月～金 午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日を除く。））